第38回 全国身体障害者施設協議会研究大会

開催期日: 平成26年7月29日(火)~7月30日(水)

会 場:パシフィコ横浜(神奈川県横浜市西区みなとみらい1-1-1)

参加申込・情報交換会・宿泊・昼食等ご案内

【業務取扱】 名鉄観光サービス株式会社立川支店

ご挨拶

謹啓 皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

このたび「第38回全国身体障害者施設協議会研究大会」が神奈川県横浜市にて開催されますことを心よりお祝い申し上げます。

開催にあたり全国各地から大会にご参加いただく皆様方のご便宜を図り、より一層ご満足いただける大会になりますよう、当社名鉄観光サービスがご参加皆様方の大会参加申込・宿泊・情報交換会・昼食・交通・視察旅行等のご案内をさせていただくことになりました。

社員一同すべての面において万全の準備をおこない、ご参加の皆様方に心からご満足いただけるよう、大会事務局および関係各方面とも協力し、一生懸命お世話をさせていただきます。

皆様方からの多くのお申込みを心よりお待ち申し上げます。

謹白

平成26年3月吉日

名鉄観光サービス株式会社 立川支店 支店長 清水 良樹

宿泊のご案内

今大会の開催にあたり、皆様方のご宿泊施設を下記の通りご用意しております。お申込みの方は、巻末の申込書に申込記号にて ご記入ください。

ご宿泊設定日:平成26年7月28日(前泊)、7月29日(当日泊)、7月30日(後泊)

ご宿泊条件 :1泊朝食付 税金・サービス料込み ●受付順にてご用意をいたします。 満室のためご希望に添えない場合がございます。恐れ入りますが、第二希望までご記入をお願いします。

●禁煙・喫煙のご希望は部屋数の関係でご希望に添えない場合がございます。予めご了承ください。

地図番号	ホテル名	最寄駅(パシフィコ横浜まで)	客室タイプ	申込記号	宿泊代金 (1泊朝食税込)
А	ヨコハマグランド	みなとみらい駅徒歩5分(隣接)	ツイン/シングルユース (1名1室)	A-1	21,000円
	インターコンチネンタルホテル		ツイン(2名1室)	A-2	12,500円
В	横浜ベイホテル東急	みなとみらい駅徒歩1分 (徒歩約2分)	ツイン/シングルユース (1名1室)	B-1	21,000円
		(促少市92万)	ツイン(2名1室)	B-2	12,500円
С	横浜ロイヤルパークホテル	みなとみらい駅徒歩3分 (徒歩約5分)	ツイン/シングルユース (1名1室)	C-1	20,500円
		(165) 1135/3/	ツイン(2名1室)	C-2	12,500円
【みなとみらし	·線沿線】				
D	ナビオス横浜	馬車道駅徒歩3分(車約5分)	シングル(1名1室)	D-1	10,000円
E	横浜平和プラザホテル	馬車道駅徒歩1分(車約5分)	シングル(1名1室)	E-1	8,000円
			ツイン(2名1室)	E-2	6,000円
F	ホテルルートイン横浜馬車道	馬車道駅徒歩1分(車約5分)	シングル(1名1室)	F-1	7,500円
			ツイン(2名1室)	F-2	6,500円
G	ホテルJALCITY関内横浜	日本大通り駅徒歩2分(車約10分)	シングル(1名1室)	G-1	9,500円
			ツイン(2名1室)	G-2	8,000円
н	ホテルモントレ横浜	元町中華街駅徒歩3分(車約10分)	ツイン/シングルユース (1名1室)	H-1	14,500円
			ツイン(2名1室)	H-2	9,000円
【桜木町駅】					
I	ニューオータニイン横浜	JR桜木町駅徒歩1分(車約5分)	シングル(1名1室)	I—1	17,500円
•	7_12 8/8	3.(1X.13.9)(1X.2.2.2.3.7	ツイン(2名1室)	I-2	12,000円
J	桜木町ワシントンホテル	JR桜木町駅徒歩2分(車約5分)	シングル(1名1室)	J-1	12,000円
		3パスパパル 100パルン とり (一川)3973 /	ツイン(2名1室)	J-2	10,000円
к	ブリーズベイホテルリゾート&スパ	JR桜木町駅徒歩2分(車約10分)	シングル(1名1室)	K-1	11,000円
			ツイン(2名1室)	K-2	7,000円
【関内駅】					
L	伊勢佐木町ワシントンホテル	JR関内駅徒歩5分(車約15分)	シングル(1名1室)	L-1	9,500円
	D 20 IT (100) 2 2 2 1 2 (17) 76	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ツイン(2名1室)	L-2	8,000円
М	コンフォートホテル横浜関内	JR関内駅徒歩5分(車約10分)	シングル(1名1室)	M-1	9,800円
			ツイン(2名1室)	M-2	7,500円
N	ダイワロイネットホテル横浜関内	JR関内駅徒歩3分(車約10分)	シングル(1名1室)	N-1	7,500円

2 情報交換会のご案内

- 1)開催日時:7月29日(火)18時30分開会(20時閉会)
- 2) 開催場所:横浜ロイヤルパークホテル「鳳翔」
- 3)参加費:お1人様9,000円(料理、お飲物、消費税込)
- 4)大会当日の情報交換会への申込みはできませんので、参加ご希望の方は事前にお申込み願います。

3 昼食(弁当)のご案内

- 1)大会2日目[7月30日(水)]に会場にてお弁当をご用意いたします。お申込みの方は巻末の申込書(昼食弁当欄)に〇印をご記入ください。
- 2)1,550円(税込) お弁当/お茶付
- 3) 大会当日のお申込みはできませんので、参加ご希望の方は事前にお申込み願います。

4 割引航空券のご案内

全国から大会に参加されます皆様の便宜をはかるため、下記区間の航空便を包括旅行割引運賃を適用した旅行代金にてご案内申上げます。ただし、各便とも10名様以上のお申込みがある場合の適用となりますので、人数が満たない場合は普通運賃又は各航空会社の各種割引運賃にてご案内させていただきます。

塔乗日	申込記号	便名	発時間	着時間	料金		
	新千歳空港 ⇒ 羽田3	2港					
	あ-1	JAL504	10:00	11:35	23,000P		
	あ-2	ANA 64	13:30	15:05	23,000F		
7 目	福岡空港 ⇒ 羽田空	 港					
8 3 (1)	し)-1	ANA248	10:05	11:45	17,500		
	い-2	ANA254	13:30	15:10	17,500		
	熊本空港 ⇒ 羽田空	港					
	う−1	ANA644	11:20	13:00	18,500円		
<u>ξ</u>	鹿児島空港 ⇒ 羽田3	空港					
※ 大 会 前 目	えー1	JAL1868	10:50	12:35	19,000円		
ij 1	えー2	ANA624	12:20	14:00	18,000円		
•	那覇空港 ⇒ 羽田空港						
	お-1	ANA124	11:15	13:35	26,000F		
	お-2	JAL910	12:10	14:35	26,000円		
	新千歳空港 ⇒ 羽田3	2港					
	かー1	ANA 50	07:30	09:05	23,000		
7	かー1	JAL500	08:00	09:35	23,000円		
月 29 日 (人)	福岡空港 ⇒ 羽田空	港					
3	き-1	ANA240	07:00	08:40	17,500P		
	きー2	JAL302	08:00	09:30	17,500		
	熊本空港 ⇒ 羽田空	港					
•	<−1	SNA12	07:35	09:15	18,500円		
· 长 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	鹿児島空港 ⇒ 羽田3	2港					
j	l † −1	SNA 72	07:35	09:15	18,000円		
3	那覇空港 ⇒ 羽田空	港					
	Z−1	JAL900	07:30	09:55	28,000円		
		ANA120	08:05	10:25	26,000F		

※記載のダイヤは2014年3月現在のものです

復路	復路						
搭乗日	申込記号	便名	発時間	着時間	料金		
	羽田空港 ⇒ 新千歳						
	さ-1	ANA 77	19:00	20:35	21,000円		
7 =	さ-2	JAL529	19:30	21:05	21,000円		
月 30	羽田空港 ⇒ 福岡宮	2港					
日 水 水	L-1	JAL331	18:50	20:50	17,000円		
水	└ −2	ANA271	19:30	21:20	17,000円		
	羽田空港 ⇒ 熊本笠						
<u>*</u>	すー1	SNA 21	19:15	21:00	17,500円		
※大会終了日	羽田空港 ⇒ 鹿児島	空港					
終って	せー1	ANA629	18:50	20:35	18,000円		
日	羽田空港 ⇒ 那覇雪	2港					
	そ-1	JAL927	19:55	22:20	25,500円		
	そ-2	ANA139	20:00	22:35	25,500円		
	羽田空港 ⇒ 新千歳空港						
	<i>t</i> ≥−1	ANA 63	12:00	13:35	20,500円		
7	<i>t</i> ≥−2	ANA 75	18:00	19:30	21,000円		
7 月	羽田空港 → 福岡空港						
31 日 (木	5− 1	JAL315	12:10	14:10	17,000円		
	5−2	ANA267	18:00	19:50	17,000円		
<u>*</u>	羽田空港 ⇒ 熊本笠	2港					
v	つ-1	ANA647	17:30	19:15	17,500円		
※ 大 会 翌 日	羽田空港 ⇒ 鹿児島	空港					
会	⊤ −1	JAL1867	12:10	13:50	19,000円		
翌日	てー2	ANA629	18:50	20:35	18,000円		
	羽田空港 ⇒ 那覇雪	2港					
	4–1	ANA135	14:25	17:00	25,500円		
	4–2	JAL925	17:50	20:15	27,000円		

※記載のダイヤは2014年3月現在のものです

■ご旅行条件(要約)

〇募集型企画旅行

契約本大会の「宿泊・情報交換会・弁当・航空機・視察旅行」は名鉄観光サービス㈱が旅行企画・実施するものであり、お申込みいただくお客様は、当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたします。

- 〇最少催行人員について・・・宿泊は1名様、航空機は10名様、視察旅行は25名様を最少催行人員といたします。
- 〇添 乗 員について・・・視察旅行は全コース添乗員が同行いたします。その他の宿泊・航空機の手配につきましては同行いた しません。

5 視察旅行のご案内(大会終了後)

- ■ご参加の皆様に横浜・箱根・東京の歴史・文化・自然を体験していただき、素晴らしい思い出をお持ち帰りいただけるよう視察旅行をご用意いたしました。
- ■参加申込みされる場合は、巻末の申込書の「視察旅行」欄にお申込みされるコースの「申込記号」をご記入ください。
- ■いずれのコースも定員は40名様、<u>最少催行人員は25名様となります。</u>申込人数が25名に満たない場合は、旅行催行を中止させていただくことがございます。
- ■いずれのコースも添乗員・バスガイドが同行いたします。
- ■交通事情その他の事情により行程が変更になる場合がございます。東京駅および羽田空港での他の交通機関への乗り継ぎには十分な余裕をお取りください。

Aコース『東京スカイツリーの夜景とぶらり東京散策の旅』

<申込記号A>

ご旅行代金:お1人様 27,000円

月日(曜)	行程	食事
7/30 (水)	大会会場==東京スカイツリー(地上350mの展望デッキより夜景をお楽しみください。)===浅草(泊) 16:30発 18:30 ~ 20:45頃	夕 (弁当)
7/31 (木)	<出発まで浅草寺・仲見世通りなど自由散策> ホテル==築地場外市場(お寿司の昼食・散策)==東京駅====羽田空港 11:00 14:50頃着	朝昼

◆利用ホテル: 浅草ビューホテル◆お部屋は洋室1室2名様利用となります。 1名1室(1人部屋)の場合は別途、追加料金¥3,000税込が必要です。その際は、備考欄に「1人部屋希望」とご記入ください。

Bコース『箱根湯本温泉と大涌谷散策の旅』

<申込記号B>

ご旅行代金:お1人様 29,500円

月日(曜)	行程	
7/30 (水)	大会会場==箱根湯本温泉(泊) 16:30発 18:45頃	Я
7/31 (木)	ホテル==桃源台駅—〇—〇—<ロープウェイ>—〇—〇—大涌谷駅散策)== 8:30 (箱根関所資料館(昼食・見学)==東京駅==羽田空港 16:00頃着 16:50頃着	朝 昼

◆利用ホテル:天成園◆お部屋は洋室又は和室1室2名~4名利用となります。 1名1室(1人部屋)の場合は別途、追加料金¥10,000税込が必要です。その際は、備考欄に「1人部屋希望」とご記入ください。

Cコース『東京スカイイツリー見学と東京名所めぐり』

<申込記号C>

ご旅行代金:お1人様 9,800円

月日(曜)	行程				
	みなとみらい駅==桜木町駅==江戸東京博物館(見学)==				
7/31	8:20発 8:30発	昼			
(木)	=東京スカイツリー(地上350Mの展望デッキより都内を眺望)==浅草(天麩羅の昼食)				
大会終了					
翌日	・・・浅草寺(参拝・仲見世通り散策)====東京駅==羽田空港				
	16:30頃 17:20頃				

Dコース『横須賀軍港クルーズと古都 鎌倉の旅』

<申込記号D>

ご旅行代金:お1人様 10,000円

月日(曜)	行程	食事
7/31	みなとみらい駅==桜木町駅==横須賀(約1時間の軍港クルーズをお楽しみください)	
(木)	8:20発 8:30発	昼
大会終了	==鎌倉市内(昼食)==鶴岡八幡宮(参拝)・・・・小町通り(散策)==羽田空港==東京駅	
翌日	17:30頃 18:20頃	

6 お申込み方法のご案内・お問い合わせ先

- ■巻末の申込書に必要事項をご記入のうえ、「名鉄観光サービス株式会社 立川支店」にFAXまたは郵送にてお申込みください。
- ■参加申込み締切: 平成26年6月20日(金)
- ■申込書はコピー等にて控えを必ず保管願います。
- ■FAXでのお申込みの場合は、送信確認をお願いします。(FAX機の送信記録にてご確認ください)

名鉄観光サービス株式会社 立川支店

〒190-0022 東京都立川市錦町1-8-7 立川錦町ビル4階総合旅行業務取扱管理者 清水 良樹

TEL:042-529-3711 FAX:042-529-3715

【営業時間 9:00~17:00(月~金曜)、土日祝日は休業】

担当者:高橋・木村・清水

7 お申込み後の変更・取消について

お申込み後に、変更・取消が生じた場合には、FAXにて、上記お問合せ先までお早めにご連絡ください。 お申込み後、お客様の都合によりお取消しになる場合は、次の取消料が発生いたします。

取消日取消種別	ご利用日 20日~8日前	ご利用日 7日〜2日前	ご利用日前日	ご利用日当日	無連絡
大会参加費		7月16日(水)	以降の大会参加費のご返	金はできません	
宿泊	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100% (当日12時以降)
情報交換会	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	 旅行代金の100%	
昼食	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の100%	
航空券	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100% (該当便出発後)
視察旅行 (1泊2日)	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100% (出発後)
取消日取消種別	ご利用日 10日〜8日前	ご利用日 7日〜2日前	ご利用日前日	ご利用日当日	無連絡
視察旅行 (日帰り)	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100% (出発後)

- ■取消の基準日は、当社の営業日・営業時間内(月~金/9:00~17:00)のFAX通信を有効といたします。必ず、文書にてご連絡ください。
- ■取消後のご返金は、大会終了後、取消料及び所定の振込手数料を差引のうえ、送金いたします。事務処理上の都合で多少日数がかかることが ございます。なお、大会当日、会場にてご返金の申出がありましても、現金でのご返金はいたしかねますのでご了承ください。
- ■大会参加は、7月16日(水)以降は参加費を返金いたしません。全国事務局へ参加券を8月末までにご郵送ください。資料を発送いたします。

8 個人情報の取扱について

名鉄観光サービス株式会社は、お申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や輸送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び受領のための手続きに利用させていただくほか、必要な範囲内で当該機関及び手配代行者に提供いたします。また、主催者事務局様の要請に基づき、名簿作成のために情報を提供いたします。それ以外の目的でご提供いただく個人情報は、利用いたしません。

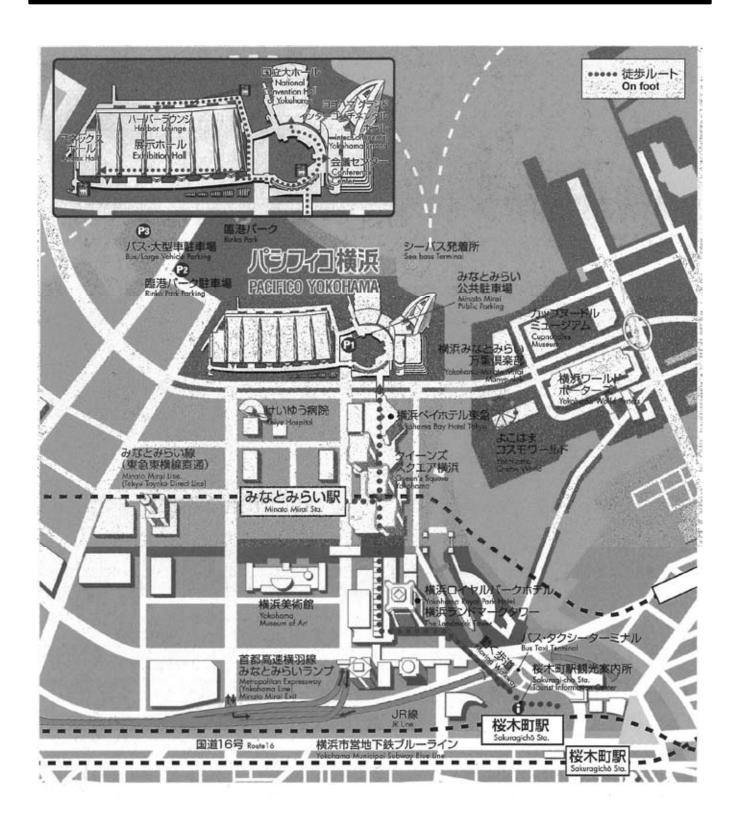
★上記の他、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社店頭またはホームページにてご確認ください。

【セキュリティの確保について】

個人情報保護方針、個人情報保護の対応について

http://www.mwt.co.jp/info/kojinjohohogo.shtml

会場アクセス



ホテル案内図



エリア		ホテル名
	Α	ヨコハマグランドインターコンチネンタルホテル
みなとみらい駅	В	横浜ベイホテル東急
	С	横浜ロイヤルパークホテル
	D	ナビオス横浜
フェナントフェニュン公白	Ε	横浜平和プラザホテル
トルなとみらい線 沿線	F	ホテルルートイン横浜馬車道
/口形	G	ホテルJALCITY関内横浜
	Н	ホテルモントレ横浜
	I	ニューオータニイン横浜
桜木町駅	J	桜木町ワシントンホテル
	Κ	ブリーズベイホテルリゾート&スパ
	L	伊勢佐木町ワシントンホテル
関内駅	М	コンフォート横浜関内
	Ν	ダイワロイネットホテル横浜関内

ご旅行条件書(国内・募集型企画旅行)

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。 (春) 名鉄観光 禁忌を経

観光庁長官登録旅行業第55号

1 墓集型企画旅行契約

- (2) この旅行は、名鉄観光サービス株式会社(愛知県名古屋市中村区名駅南2丁目14番19号、観光庁長官登録旅行業第55号。以下「当社」といいます。)が旅行企画実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
 (2) 「国内旅行」とは、本邦内のみの旅行をいいます。
 (3) 旅行契約の内容条件はこの条件書によるほかパンフレット等、出発的にお渡しする確定書面(最終日程表)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。
 (4) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス)といいます。)の提供を受け関することができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。当社は自ら旅行サービスを提供するものではありません。

2 旅行のお申込み及び契約の成立時期

- 旅行のお申込みは、当社又は旅行業法に規定された受託旅行 業者の営業所(以下併せて「当社ら」といいます。)にて、所定の申込書に所定事項をご記入のうえ、(5)の申込金を添えてお申込み
- ください。

 (2) 当社らは、電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段により旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立していません。当社らが予約の承諾をする旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に(1)の申込み手続きをお願いします。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

 (3) お客様との旅行契約は、当社らが予約の承諾をし、申込金を受領したときに成立するものとします。

 (4) お客様が(2)の期間内に申込金を提出しない場合は、当社らは、予約がなかったものとして取り扱います。

 (5) お申込みの際、おひとり様につき以下の申込金をお支払いただきます。申込金は、「お支払対象旅行代金」又は「取消料」、「違約料]の一部又は全部として取り扱います。

 「おも込みの際、おひとり様につき以下の申込金をお支払いただきます。申込金は、「お支払対象旅行代金」又は「取消料」、「違約料]の一部又は全部として取り扱います。

 「おもしまっている。」では、旅行開始日までのすっただし、特定期間等に定めるところによりないる。

区分	申込金(おひとり)
旅行代金が6万円以上	20,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円以上6万円未満	10,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円未満	5,000円以上旅行代金まで

この表における旅行代金は、「お支払対象旅行代金」のことをいいます。特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

- 限までに結果として予約できなかった場合は、当該預り金を全額払い戻しいたします。7 (6) の場合の契約待機のお客様との旅行契約の時期は、当社らが予約可能となった旨の通知を行ったときとします。8) 当社らは、(6) のお待ちいただける期限までにお客様に連絡がとれなかったときは、予約可能となった場合であっても、当該予約を取り消すことがあります。この場合、預り金は全額払い戻しいたします。9) 当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているとみなします。契約責任者は、当社らが定める日までに、構成者の名簿を当社にご提出いただきます。当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負う事が予測される債務又は義務については、何ら責任を負ものではありません。また、当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が関係者を契約責任者を対しては、場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者が選任した構成者を契約責任者が選任とよるが

3.お申込み条件

- (1) お申込み時点で未成年の方は、原則として親権者の方の同意書をご提出いただきます。
 (2) 旅行開始時点で15歳未満の方は、親権者の方のご同行を条件とさせていただく場合があります。
 (3) 特定旅客層を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他が、当社の指定する条件に合致しない場合はお申込みをお断りする場合があります。
 (4) 妊娠中の方、現在健康を損なっている方。身体に障がいをお持ちの方、補助犬使用者の方などで、特別な配慮(車イスの手配等)を必要とする場合は、旅行申込み時にその旨お申し出ください。当社は可能で合理的な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお出しに基づき、当社がお客様のために購上、特別な措置に要する追加費用はお客様の負担とします。また、旅行内容や現地事情、運送、宿泊商行を条件とさせていただくが、日程の一部変更や参加をお断りする場合があります。
 (5) お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により医師の診断又

- 30分分。) その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りすることがあります。

4.契約書面及び確定書面(最終日程表)の交付

- 当社らは、旅行契約が成立した場合は速やかに旅行日程、旅行
- 1) 当社らは、旅行契約が成立した場合は速やかに旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。)をお客様にお渡しします。なお、この条件書及びパンプレット等、お支払対象旅行代金の領収配、確定書面(最終日程表)は契約書面の一部となります。2) 確定した旅行日程、航空機の便名、列車名及び宿泊ホテル名、集合場所及び時刻等が記載された確定書面(最終日程表)を遅くも、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に旅行の申込みがなされた場合には、旅行開始日までにお渡しします。また、お渡し期日前であってもお問い合わせいただければ、手配内容についてご説明いたします。。

5. お支払対象旅行代金

-)「お支払対象旅行代金」(以下単に「旅行代金」といいます。)とは、 「パンフレット等に記載の旅行代金」と(ア)「追加代金」の合計から (イ)「割引代金」を差し引いた額をいいます。「旅行代金」は「申込 金」、「取消料」、「違約料」、「変更補價金」の額を算出する際の基準と
- なります。 2) 「追加代金」、「割引代金」とは、当社がパンフレット等に表示した 以下のものをいいます。

 - (ア)「追加代金」 a お客様の希望により、また当社が他のお客様との相部屋をお受 けしないことを明示した場合に1人部屋を使用される場合の 追加代金
 - b. ホテル又はお部屋の等級アップ等の「アップグレード」追加代

 - f.その他「○○プラン」、「○○追加代金」とパンフレット等に記載

- 「その他」○○ブラン」、「○○追加代金」とバンフレット等に記載した追加代金 わ「割引代金」 a. 「トリブル劇引代金」等とし、1部屋に3人以上のお客様が宿泊 することを条件とした割引代金 b.「子供割引代金」等年齢その他の条件による割引代金 c.その他「○○割引代金」とバンフレット等に記載した割引代金

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目 旅行代金は旅行時期日の即日から起算しくさかりぼうと21日日 に当たる日より前に全額お支払いただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日までの当社が指定する期日までにお支払いただきます。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

7.「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示された以下のものが含まれます。 (ただし、旅行日程に「お客様負担」と記載したものを除きます。) (ア)航空運賃及び船舶・鉄道運賃等(コースにより等級が異なり
- ます。)
 (イ)バス代金・ガイド代金・人場料等の観光代金
 (ウ)宿泊代金及び税・サービス料金
 (工)食事代金及び税・サービス料金
 (大)団体行動中の心付け
 (カ)添乗員が同行するコースの添乗員同行代金
 (+)その他パンフレット等で含まれる盲明示したもの
 と) (1)の諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても
 原則として払戻しはいたしません。

8.「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれないもの

- 第7項の他は含まれません。その一部を例示します。
 (ア) 自宅から集合、解散場所までの交通費、宿泊費等
 (イ) 超過手荷物料金、規定の重量、容量・個数を超える分について)
 (ウ) クリーニング代金、電報電話料金、ホテルのボーイ・メイド等
 へのチップ、その他追加飲食等個人的性質の諸費用、及びこれらに任予設サービス料
 (エ) 傷害、疾病に関する医療費等
 (オ) 傷害・疾病に関する医療費等
- (オ) 「オプショナルッアー」等と称し、現地にて希望者のみを募って 実施する小旅行等の代金 (カ) 「○○ブラン」、「○○追加代金」とパンフレット等に記載した追
- 101 N 並 (主)空港旅客施設使用料(パンフレットに明示した場合を除きます)

9.旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係をご説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明します。

10.旅行代金の額の変更

- 当社は、旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金の変更は
- -切しません。 (ア)利用する運送機関の運賃·料金が著しい経済情勢の変化等に

- 一切しなどれ。 (ア)利用する運送機関の運賃 料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様に通知します。 (イ)当社は、(ア)の定める適用運賃 料金の大幅な減額がなされるときは、(ア)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。 (ウ)旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少したときは、その変更差額だけ旅行代金を減額します。 (エ)第9項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の結設備が不足したこと(いわゆるオーバーブッキング等)による変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。 (オ)当社は、運送・宿泊機関等の利用人数により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の定分に会に乗する目によっていまり、またまでは、アンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、バンフレット等に記載したところにより旅行代金を変更します。

11.お客様の交代

- 1) お客様は、当社の承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の方に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に必要事項をご記入のうえ手数料(おひとり様につき10,500円、消費税込み)と共に当社にご提出していただきます。
 2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社が承諾し、(1)の手数料を当社が受領したときに限り効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することになります。

12.お客様の解除権(旅行開始前)

-) お客様は第2項の旅行契約成立後いつでも、次による取消料を お支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。 ただし、契約解除のお申出は、当社らの営業日・営業時間内にお受 けしますので、旅行お申込み時に営業時間等をお客様ご自身でもご 確認ください。
 - -CV:。 (イ)に掲げる旅行契約以外のコース

) (1)(C10) (30)(13)(30)(14) = 11					
解除期日	取 消 料(おひとり)				
イ.旅行開始日の前日から起算して さかのぼって20日目(日帰り旅 行にあっては10日目)に当たる 日以降8日目に当たる日まで	旅行代金の20%				
ロ.旅行開始日の前日から起算して さかのぼって7日目に当たる日 以降前々日に当たる日まで	旅行代金の30%				
ハ.旅行開始日の前日	旅行代金の40%				
二.旅行開始日当日	旅行代金の50%				
ホ.無連絡不参加及び旅行開始後	旅行代金の100%				

(イ) 貧切船舶を利用するコース 当該船舶に係る取消料の規定によります(パンフレット等に記載します。)。) 次に該当する場合は、お客様は取消料を支払うことなく旅行契

- 約を解除できます。
- 2) 次に該当する場合は、お客様は取消料を支払うことなく旅行契約を解除できます。
 (ア) 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
 (イ) 第10項(ア)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
 (ウ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。
 (エ) 当社がお客様に対し、第4項(2)に定める期日(旅行開始日の前日まで、ただし、旅行開始日の前日からさかのぼって7日目に当たる日以降に旅行の申込みがなされた場合には、旅行開始日まで)までに確定書面(最終日程表)を交付しなかったとき。
 (オ) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行目程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
 (カ) 当社は、(1)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。また、(2)により旅行契約が解除されたとさは、既に収受している旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。また、(2)により旅行契約が解除されたとさは、既に収受している旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差し引いた浸額を払い戻します。また、(2)により旅行契約が解除されたとさば、既に収受している旅行代金(又は申込金)か全額を払い戻します。また、(2)により旅行契約が解除をされた場合は、取消し後に再予約を行うこととなり、(1)の取消料の対象となります。
 (オ) 本籍を持ちます。
 (オ) 本籍を対している場合は、取消し後に再予約を行うこととなり、(1)の取消料の解除をといます。
 (オ) 本籍を終め、(4) の報に対している場合は、取消し後に再予約を行うこととなり、(1) の取消料の対象となります。
 (オ) 本籍を持ちます。

13.お客様の解除権(旅行開始後)

- (1) 旅行開始後において、お客様のご都合により旅行契約を解除又は 一時離脱をした場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しを いたしません。
- いたしません。

) お客権の責に帰さない事由により旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられなくなったときは、お客様は不可能になった旅行サービス提供に係る部分の旅行契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払又は これから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引

14.当社の解除権(旅行開始前)

-) お客様が第6項に定める期日までに旅行代金のお支払がないときは、当社は、お客様が旅行に参加される意思がないものとみなし、当該期日の翌日に旅行契約を解除します。この場合は第12項に定める取消料と同額の違約料をお支払いただきます。
 2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由をご説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
 (ア)お客様が、当社があらかじめ明示していた性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき
- - たとき。 (イ)お客様が病気必要な介助者の不在その他の事由により、当 該旅行に耐えられないと当社が認めるとき。 (ウ)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑 な実施を妨げる恐れがあると当社が認めるとき。 (エ)お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求め

 - (オ)お客様の数がパンフレット等に記載した最少催行人員に達し
- (オ) お客様の数がパンフレット等に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目 (日帰り旅行については3日目)に当たる日より前に、旅行の中止を連知します。
 (カ)スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ表示した旅行実施条件が成立しないとき、又はそのおそれが極めて大きいとき。保内中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生した場合において、契約書面に記載した旅行日程の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおぞれが極めて大きいとき。

 3 当社は、(1)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)から違約料を差し引いて払い戻します。
 (2)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(又は中込金)の全額を払い戻します。
- (又は申込金)の全額を払い戻します。

15.当社の解除権(旅行開始後)

- (1)当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契

- (1)当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
 (ア) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
 (イ) お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の著による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴力又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 (ウ) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の機械が不可能となったとき。
 (2) 解除の効果及び払戻し
 (ア) (1) により旅行契約の解除が行われた場合であっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する旅行契約は有効に履行されたものとします。この場合お客様と当社との契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。
 (イ) 当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供

する運送・宿泊機関等に支払又はこれから支払うべき取消料、 違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

16.旅行代金の払戻し

-) 当社は、第10項、第12項、第13項(2)、第14項及び第15項の規定により、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に減額又は旅行開始後の解除による払戻してあっては契約書面に記載した旅行終7日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額払い戻します。
 (1)の規定は第20項又は第24項で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

17.契約解除後の帰路手配

当社は、第15項(1)(ア)又は(ウ)の規定によって、旅行開始 後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様 が当該旅行の出発地、解散地等に戻るための必要な旅行サービ 20手配を引き受けます。この場合に要する一切の費用は、お客 様の負担とします。

18.旅程管理と添乗員等

- 3. 旅程管理と添乗員等

 1) 当社は次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な実施を確保することに努力します。ただし、お客様と当社がこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
 (ア) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるための必要な措置を請すること。
 (イ) (ア) の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約の内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を要更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるより努力すること。
 2) 当社が、旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、パンフレット等に記載している集合場所を出発(集合)してから、当該解散所に帰着(解散)するまでとなります。ご自宅から集合、解散場所までの間を、航空模又は列車等を利用する場合や宿泊を必要とする場合は、当社では可能な限りでこの手配に応じますが、この部分は当社と別途旅行契約を構結することとなり、募集型企画旅行契約には含まれません。
 3) (1) (1) 世界は、恋様の原式ではないます。

- 別途旅行契約を締結することとなり、募集型企画旅行契約には含まれません。
 3) (1)の業務は、添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない場合は現地係員又は現地において当社が手配を代行させるもの(以下「手配代行者」といいます。)が「います。
 4) 添乗員の同行しない旅行にあっては、現地における当社(現地係員又は手配代行者等を含みます。)の連絡先を確定書面(最終日程表)に研究します。
 5) 添乗員の同行の有無はパンフレット等に明示します。
 5) 添乗員の関行の有無はパンフレット等に明示します。
 7) 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を関しることがありまっこの場合において、これが当社の費に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法でお支払いただきます。

19.当社の指示

お客様は旅行開始後旅行終了までの間、団体として行動していただくときは、自由行動時間中を除き旅行を安全かつ円滑に実施するための当社(添乗員、現地係員又は手配代行者等を含みます。)の指示に従っていただきます。指示に従わず団体行動の規律を乱、旅行の安全かつ円滑な実施を妨けた場合は、旅行の途中であってもそのお客様の事後の旅行契約を解除することがあります。

-) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者が敬意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。また、手荷物については、損害発生の翌日から起算して、14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様おひとりにつき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償とまず
- しょす。 お客様が、次に例示するような当社又は当社の手配代行者の関与 2) お客様が、次に例示するような当社又は当社の手配代行者の関与 し得ない事由により損害を被られたときは、当社はお客様に対して (1)の責任を負いません。ただし、当社又は手配代者の故意又は過 失が証明されたときは、この限りではありません。 (ア)天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変 更もしくは旅行の中止 (イ)運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止又はこれらのために 生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止 (ウ)官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれ らのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止 (下)自由で動中の事故

 - (工)自由行動中の事故 (オ)食中毒

 - (力)盗難
 - (土)運送機関の遅延·不通·スケジュール変更·経路変更など又は これらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

21.特別補償

- り 当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が、その募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を破ったときは、約款の別紙「特別補償規程」に従い、お客様又はその法定相続人に死亡補償金、後遺傷害補償金、通院見舞金として通院日数により1万円~5万円、入院見舞金として人院日数により2万円~20万円、及亡補償金として、1500万円です。また、携帯品に損害を被ったときは、「特別補償規程」により携帯品損害補償金を支払います。携帯品に係る損害補償金は、お客様おひとりにつき15万円を限度とします。ただし、補資対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、磁気ディスク、その他「特別補償規程」第18条第2項に定める品目については補償しません。 しません
- しません。
 2) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意による法令に違反する行為、無免許若しくは酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライター搭乗、超軽量引力機(モーターハンググライダ・イイクロライト機・カルトライト機等)とサイロブレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等約款の別紙「特別補償規程」第3条、第4条及び第5条を支払いません。ただし、当該運動があらかじめ募集型企画旅行の日程に含まれているときは、この限りではありません。と

- (3) 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切 行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った 損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募 集型企画旅行参加中とはいたしません。また、お客様が離脱及び復 帰の予定日時をあらがしめ当社に届け出ることなく離脱したとき又 は復帰の予定なく離脱したときは、離脱のときから復帰までの間又 はその離脱したときから後は募集型企画旅行参加中とはいたしま せん。
- でん。) (1)の傷害・損害については、第20項(1)の規定に基づく責任 を負うときは、(1)による補償金は当社が負うべき損害賠償金の一 部(又は全部)に充当します。) 当社が(1)による補償金支払義務と第20項により損害賠償義
- 務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはそ の金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

22.オプショナルツアー又は情報提供

- 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅) 当社の募集型企働派行参加中のお客様を対象として、別述の旅 行代金を収受して実施する募集型と画旅行(「以下・リオプショナルツ アーといいます。)のうち、当社が旅行企画・実施するものの第21項 の適用については、当社は、主たる旅行契約の内容の一部として取 以扱います。当社が旅行企画・実施するオプショナルツアーは、パンフ レット等に「旅行企画・実施・当社(又は名鉄観光サービス)」と明示し
- レッドサイト ボリュル へん ー・ます。
 2) オブショナルツアーの旅行企画・実施者が当社以外の旅行会社である旨をパンフレット等に明示した場合には、当社の募集型企画旅行ではありません。
 (ア) お申込みは原則的として現地となり、お支払も現地となります。
 (イ) 契約はオブショナルツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が定めた旅行条件によって行われ、当社の旅行条件は適用されません。
- ません。 (ウ) 契約の成立は、オブショナルツアーを旅行企画・実施する旅行 会社等が承諾したときに成立します。 (エ) 契約成立後の解除、取消料については、お申込みの際、オブ
- ショナルツアーを旅行企画・実施する旅行会社等にご確認くだ
- OU: 当社以外がオプショナルツアーを旅行企画·実施する旅行会 社等が実施するオプショナルツアーは旅程保証の対象とはな
- 社等が実施するオプショナルツアーは旅程保証の対象とはなりません。

 3) 当社は、オプショナルツアー参加中のお客様に発生した第21項で規定する損害については、同頃の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。

 4) 当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載することがあります。この場合、当該可能なスポーツに参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第21項の特別補償規程は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

23 旅程保証

- 1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払対象旅行代金に右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更が次の(ア)(イ)(ウ)(エ)に該当する場合は、変更補償を支払いません。(ア)契約内容の重要な変更が生じた原因が次によるものであることが明白な場合(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸診備の不足が発生したこと(いわゆるオーバーブッキング等)による場合は除きます)。
 a、旅行日程に支障をきたす悪天候を含む天災地変り、戦力

 - b.戦利
 - に舞動

 - く。感動 信念署の命令 e.欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の
 - f.遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運

 - 「選延、運送スケシュール変更寺のコがい渡りましたことを送り一とスの提供 ま、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のための必要な措置 (イ)第20項の規定に基づく当社の責任が明らかであるとき。 (ウ)第12項、第13項、第14項及で第15項の規定に基づき旅行 契約が解除された場合の当該解除された部分に係る変更で セフレキ
 - 笑が30 原体について物目のこののでは、 あるとき。 パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序 が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供 を受けることができたとき。

当社が変更補償金を支払う変更	世	を払い対象旅行代金 × 非につき下記の率
	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日 又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②契約書面に記載した観光施設(レストランを含みます。) その他旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③契約書面に記載した運送機関の 等級又は設備のより低い料金の ものへの変更(変更後の等級及 び設備の料金の合計額が契約書 面に記載した等級及び設備の名 れを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%
④契約書面に記載した運送機関の 種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤契約書面に記載した本邦内の旅 行開始地たる空港又は旅行終了 地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥契約書面に記載した本邦内と本 邦外との間における直行便の乗 継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦契約書面に記載した宿泊機関の 種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧契約書面に記載した宿泊機関の 客室の種類、設備、景観その他の 客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑨前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

- があった事項の変更 注1)「旅行開始前とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通 知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以 際にお客様に通知した場合をいいます。 注2) 確定書面が交付された場合には、足釣書面」とあるのを「確定書面」と読 み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内 含と確定書面の記載内容との開入は確定書面の記載内容と実際に提供 された旅行サービスの内容との間に変更が生したときは、それぞれの変更 につき1件として取り扱います。 注3) 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が容治施設の利用を伴う ものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。 注4) 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより 高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

- 注5)第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中 で複数生した場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱 します。 注6)第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第
- 2) (1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金の額は お客様おひとりに対して1旅行契約につき旅行代金に15%を乗じた 額を上限とします。また、お客様おひとりに対して1旅行契約につき 払うべき変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払い
- 払うべき変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。 3) 当社は、お客様が同意された場合に限り、金銭による変更補償金 の支払に替え、同等価値以上の物品又は旅行サービスの提供により 補償を行うことがあります。 4) 当社が(1)の変更補償金を支払った後に、第20項の規定に基づ く当社の責任が発生することが明らかになった場合は、お客様は当該 変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、3 社は、当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更 補償金の額とを相殺した残額を支払います。

24.お客様の責任

-) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、若しくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、お客様は当社に対し損害を賠償しなければなりません。 り お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他等集型企画旅行の内容について理解するように努めなけません。
- 務での地等乗望と映画が行り内谷について理解するように劣めなければなりません。 3) お客様は、旅行開始後に 契約書面に記載された旅行サービス について、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において 定準やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその 旨をお申し出ください。

- 5.通信契約

 1) 当社は、当社が提携するクレシットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員)といいます。)より、所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金の支払いを受けること」(以下下通信契約」といいます。)を条件に「電話、郵便、ファクシミ」以、下の他の通信手段」による旅行のお申込みを受ける場合があります。その場合、旅行代金の全額を決済するものとします。ただし、当社が提携会社と無署名取取特約を含む加盟店契約がないときや、業務上の理由等でお受けできない場合もあります。(受託旅行会社により半該取扱いができない場合があります。また取扱い可能なクレシットカードで種類も受託旅行会社により異なります。所定の伝票に会員の署名をいただきクレジットカードでお支払いいただく契約は、通信契約に送りせず、通常の旅行契約となります。) 通信契約に対り旅行契約を締結するときの旅行条件は、通常の募集型企画旅行契約の場合と一部異なります。その主要な点をご案内します。(ア)通信契約の申込みに際し、会員は申込みしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて、「カード名」、「会員番号」、「カード名助財限」等を当社にお申し出いただきます。(イ)通信契約の締結を承諾したときに成立するものとします。(ウ)通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日となります。
 3.その他

26 その他

- 5.その他

 1) お客様が個人的な案内、買物等を添乗員、現地係員等にご依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の疾病・傷害等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物・貴重品の紛失・忘れ物回収に伴う諸費用及び別行動手をのために要した諸費用が発生した場合は、お客様に負担していただきます。

 2) お客様の便宜を図るために、土産物店等にご案内することがありますが、お買物に際してはお客様の費住で購入していただきます。

 3 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

 4) 当社の募集型を画旅行に参加いただくことにより、航空会社のマイレーシサービスを受けられる場合がありますが、マイレーシサービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社に行っていただきます。なお、利用航空会社の変更等により、お客様が当初受ける予定であったマイレーシサービスが受けられなくなったときでも、理由のいかんを問わず、当社は第20項(1)の責任を負いません。

)旅行中に事故などが生した場合は、直ちに最終日程表でお知ら
- 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知ら せする連絡先にご連絡ください

27.旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件、旅行代金の基準日は、それぞれパンフレット等に明示し

28.弁済業務保証金制度及びポンド保証制度

当社は、一般社団法人日本旅行業協会の保証社員になっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、その後の経過から当該契約に関し当社に対して債権を取得した場合で当社からその支払いを受けられなかったときは、弁済業務保証金制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。また、当社は、一般社団法人日本旅行業協会のポンド保証会員にもなっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、上記のような事態が生した場合であって、上記の一定の弁済限度を超えたことを理由に弁済を受けられなかった場合、一般社団法人日本旅行業協会のポンド保証制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。

29.個人情報の取扱い

- (1) 当社及びパンフレットの「販売店」機配載の受託旅行業者(以下「販売店」といいます。)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡のためや運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及び受領のための手続きに利用させていただくまか、必要な範囲内で当該機関等及び手配代行者に提供いたします。(2) 当社及び販売店が取り扱うサービス・商品に関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。
 (3) 当社は、旅行先でのお客様のお買物等の便宜のため、お客様の個人データを免税品店等の事業者に提供することがあります。この場合、お名前、郵便番号・括乗航空侵等に係る個人データを免税品店等の事業者に提供することがあります。この場合、お名前、郵便番号・括乗航空侵名等に係る個人データをの提供の停止を希望される場合は、申込みの際にお申し出ください。
 (4) 上記のほか、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社の店頭又はホームページ(http://www.mwt.co.jp)でご確認ください。なお、販売店の個人情報の取扱いに関する方針については、お客様ご自身でご確認ください。

品番330 23.10. 1×100×500(愛知納)

第38回全国身体障害者施設|

[開催日] 平成26: [申込先] 名鉄観;

TEL: 042-529-3711 担当:「第38回全国身体障害者施設協議会研究大会係」・・・ 高橋、木村、清水住所:〒190-0052 東京都立川市錦町1-8-7(立川錦町ビル内) 営業時間:平

····	杀 泗	
年7月29日(火)~30日(水)【申込締切日】平成26年6月20日(金)	ポナービス株式会社 立川支店 【FAX】042-529-3715	

変	■・掻流	
3 議会研究大会	【申込締切日】平成26年6月20日(金) 【FAX】042-529-3715	

営業時間:平日9:00~17:00(土日祝は休業)

発送

密錄

2

当社記入欄

ます。	(プリガナ) 連絡ご担当者	TEL	FAX
険会社等への個人データの提供について同意のうえ、以下の旅行に申込みます。	₂		
での運送・宿泊機関・保	会員施設(所属)	-	
旅行手配のために必要な範囲内	都道府県	年	(書類送付先)

	備考欄							
	40%	T NIK	٨					
航空券	1	闷	7 - 1					
航	;	田路	₺-1					
	同安条链米	シイン選択罪)	関東花子					
(1) %2	亜面/亜素	金	禁煙·喫煙	禁煙) 喫煙	禁煙.喫煙	禁煙•喫煙	禁煙.喫煙	禁煙·喫煙
ご記入くださ	11.11	第2希望	C-2					
宿泊(第2希望までご記入ください)※2	1	第1条	A-2					
宿泊	7/30	後沪	I					
	7/29	川	0					
	7/28	炽温	0					
	昼食弁当	9	0					
	清報 次 4		0					
£(1/30)	1	第2希望	1					
研究発表(7/30)	*	第1希望	2					
	役職名		施設長					
_	₩≨		20					
3	<u></u> 번 2	E F	眂					
	(マリガナ) A		(カントウ タロウ) 関東 太郎					
	°Z		記入例	٦	2	င	4	5

- ①大会参加のみの場合でも、当申込書によりお申込ください。 ②6名以上で参加される場合は、当申込書をコピーしてお申込み(ださい。 ③お申込み後の変更・取消につきましては、当申込書を土書き訂正の上、用紙右上の「変更・取消」欄に日付と該当する項目にO印をつけて、FAXにてご連絡ください。 ※電話での変更・取消はと母と付けてありませんので、予めご「本願います。 ④宿泊の予約は先着順とさせていただきます。ご希望に添えない場合もこざいますので、必ず第2希望までご記入願います。

- % [%] [%]
- 研究発表会場は先着順とさせていただきます。第2希望までご記入代さい。 宿泊のお申込みについては、宿泊希望日に〇印を、ご希望ホテルを申込記号にて第2希望までご記入ください。 禁煙・喫煙のご希望がある場合は、どちらかに〇印をご記入ください。ご希望に添えない場合もございますので予めご了承願います。 ツインをご希望の方は、同室希望者名をご記入ください。

p	_	4
	H	9
π	•	-
I	II	
-	4	_
ķ	Ę	Ę
ь	_	4

	銀行	本店·支店			
《変更・取消の場合の返金先》	金融機関名:	女 店名:	口座番号:普通・当座	フリガナ	口座名義:

●申込み内容に変更や取消しなどで、返金が生じた場合にご記入ください